

J R 東海労申第 1 8 号
2 0 1 9 年 1 1 月 6 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

2 0 1 9 年度年末手当の支給に関する再申し入れ

会社は 11 月 6 日、2019 年度年末手当の支給について回答をしたが、その内容は J R 東海労の要求を大きく下回るものであり、職場で汗水垂らして働く社員の苦労にまたぞろ応えない姿勢を示した。

会社の業績は、第 2 四半期決算において 8 期連続となる過去最高の営業収益を計上し、純利益も過去最高であった。

組合が、2019 年度年末手当団体交渉でも主張してきたが、今年度は 9 月から 10 月にかけて度重なる大型台風などの自然災害に遭ったにも関わらず、好調な業績を築き上げることができた。それは、職場で働く社員やそれを支える家族の苦労や支えがあつてのことであり、そのことは会社も認めているところである。しかし会社は二言目には安定を強調し、職場で働く社員の苦労に応えることなく、将来のための蓄積ばかりを追う姿勢である。そして本日、組合の要求とはかけ離れた回答を行った。このような会社の姿勢に組合員はもとより、職場で働く社員のモチベーションは下がる一方であり、そして転職を考える社員が後を絶たない状況を引き起こしている。

このような状況を克服するためには、会社が職場で汗水垂らして働く社員の苦労に実をもって応えるしかないと考える。

従って、下記の通り 2019 年度年末手当の支給について再度申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意をもって回答すること。

記

1. 支給月数を 3. 0 ヶ月分とする年末手当の回答を撤回し、J R 東海労の要求通り 3. 5 ヶ月分の年末手当、及び、専任社員にはさらに年末手当とは別に 5 0, 0 0 0 円を支給すること。

以 上